資料２

○江田島市総合計画審議会条例

平成１７年３月１１日
条例第６号

（設置）

第１条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき，江田島市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　審議会は，市長の諮問に応じ，次に掲げる事項を調査審議する。

（１）　振興計画の策定に関すること。

（２）　土地利用計画に関すること。

（３）　前２号に掲げるもののほか，市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第３条　審議会は，委員２０人以内で組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから，市長が委嘱する。

（１）　関係行政機関の職員

（２）　関係団体の役職員

（３）　学識経験者

（４）　前３号に掲げるもののほか，市長が必要と認める者

（臨時審議委員）

第４条　審議会に特別の事項を審議させるため必要のあるときは，臨時審議委員を置くことができる。

２　臨時審議委員は，市長が委嘱する。

３　臨時審議委員は，当該特別の事項に関する審議が終了したときは，解任されるものとする。

（委員の任期）

第５条　委員の任期は，２年とする。ただし，補欠委員の任期は，

前任者の残任期間とする。

2　公職等にある委員が任期中にその職を離れたときは，委員を辞任したものとみなす。

3　委員の再任は，妨げない。

（会長及び副会長）

第6条　審議会に会長及び副会長各1人を置き，委員の互選によって定める。

2　会長は，会務を総理し，審議会を代表する。

3　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（会議）

第7条　審議会は，会長が招集する。

2　審議会は，委員及び議案に関係のある臨時審議委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3　会長は，会議の議長となる。

4　議事は，出席委員及び議案に関係のある臨時審議委員の過半数で決定し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

（庶務）

第8条　審議会の庶務は，総務部企画振興課において処理する。

（委任）

第9条　この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，市長が別に定める。

附　則

この条例は，公布の日から施行する。